



FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第 691 号(一部抜粋)



平成 29 年 7 月 26 日



◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

◆ 遺伝子組換え表示制度の検討状況 ◆



食品表示の具体的な表示のルールを規定した食品表示基準では、遺伝子組換え食品に係る安全性が確認された農産物(大豆やとうもろこし等 8 作物)とその加工食品(豆腐やコーンスナック菓子等 33 食品群)に遺伝子組換えの表示が義務付けられています(遺伝子組換え表示制度)。「遺伝子組換えのものを分別」や「遺伝子組換え不分別」については表示しなければなりません、日頃見ることの多い「遺伝子組換えでない」などは任意表示となっています。

遺伝子組換え表示制度については、その導入から約 15 年が経過し、分析技術の向上や流通実態の変化の可能性があることから、現在、その制度の在り方を検討するために消費者庁において「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」が開催されています。平成 29 年 4 月 26 日に第 1 回検討会が開催され、7 月 19 日までに計 3 回開催されました。これまでは、消費者庁が昨年度実施した最新の分析技術による現在表示義務のない品目の DNA 検出の検証、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物の分別生産流通管理の実態調査及び消費者意向調査等の結果概要の説明や本検討会の進め方に関する議論、消費者や事業者等からの意見・要望の聴取などが行われました。検討会は引き続き開催されることとなっており、今年度末(平成 30 年 3 月)を目途に取りまとめを行うこととされています。

本検討会に関する情報(開催告知、配付資料、議事録など)は消費者庁ウェブページに掲載されています。

消費者庁ウェブページ：遺伝子組換え表示制度に関する検討会

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/other/genetically\\_modified\\_food.html](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/genetically_modified_food.html)